

令和7年度小平市保健事業連絡協議会 要録

1 日時

令和7年8月26日（火） 午後2時から3時30分まで

2 開催場所

健康センター4階 視聴覚室

3 出席者

小平市保健事業連絡協議会委員：13名 うちウェブ出席3名（欠席者1名）

事務局：健康・保険担当部長、健康推進課長、保育指導担当課長、こども家庭センター長、学務課長、健康推進課長補佐兼予防担当係長、予防接種担当係長、保健指導担当係長、健康推進担当係長、事務局職員1名

4 配付資料

【資料1】小平市保健事業連絡協議会設置要綱

【資料2】小平市保健事業連絡協議会委員名簿

【資料3】こだいら健康増進プラン進捗状況報告書（令和6年度実績）（案）

【資料4】令和7年度小平市健診（検診）カレンダー

【資料5】令和7年度小平市成人保健事業のご案内

【資料6】令和7年度こだいら健康ポイント事業チラシ

【資料7】小平市立学校における保健事業

【資料8-1】令和7年度小平市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

【資料8-2】対策項目及び発生段階の考え方

【資料8-3】対策項目における発生段階別の考え方

【資料8-4】小平市新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案の概要

【当日配布1】席次表

【当日配布2】第2次こだいら健康増進プラン進捗状況調査報告書 正誤表

【当日配布3】令和7年度がん検診のご案内

【当日配布4】栄養に関するポップ

【当日配布5】こども家庭センターチラシ

5 議題（次第）

(1) 開 会

(2) 挨拶 小平市健康福祉部健康・保険担当部長

(3) 委員及び事務局紹介

(4) 議 事

- ① 令和7年度小平市保健事業概要について
- ② 第2次こだいら健康増進プランの令和6年度進捗状況調査について（報告）
- ③ 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- ④ その他
- (5) 閉 会

6 会議の概要

(1) 開会

健康推進課長より、配付資料の確認、会議の趣旨説明等を行った。

(2) 挨拶

健康・保険担当部長より挨拶を行った。

(3) 委員及び事務局紹介

会議に出席した委員より挨拶を行い、市より各課及び各担当の紹介をした。

(4) 議事

① 令和7年度小平市保健事業概要について

事務局：本年度の事業について各担当より説明する。

事務局：予防担当は、健康診査や各種がん検診などの事業を実施しており、関係する資料としては、資料4の健康カレンダーと、本日机上配付した、がん検診の案内リーフレットとなる。

本年度の健康診査及びがん検診は、基本的に例年と同様の内容で実施しているため、主な変更点を中心に報告する。

健康診査では、受診率の向上を目的とし、医療機関の協力のもと、実施開始日を7月1日から6月1日に1か月前倒して実施している。

次に、成人歯科健診については、昨年度より受診勧奨の対象年齢を20歳のみから、30歳及び40歳の方を加え実施したところ、受診者数も増加したため、引き続き実施する。

がん検診では、例年人気のある乳がん・子宮頸がんセット検診について、実施医療機関を追加するとともに、受診枠を拡大した。その他については大きな変更はない。

最後に、本日、机上配付したリーフレットは、受診率の向上を図る取組として、秋の検診募集を行う8月20日号に合わせ、全戸配布を行っている。昨年度の本協議会での意見を踏まえ、添付の申込はがきについて、切手不要とし、料金受取人払に変更した。引き続き、効果的な受診勧奨などを行い、受診意識の向上や受診しやすい環境づくりに努めていく。

事務局：次に予防接種担当の事業について説明する。予防接種担当では、予防接種全般に係る事業を実施している。本年度の事業については、基本的に例年同様予防接種法に基づく定期予防接種を着実に実施していく。

今年度の特徴的な実施内容について3点、説明する。

1点目は、带状疱疹ワクチンの定期予防接種の開始である。本年4月から带状疱疹ワクチンの定期予防接種が開始となった。対象は、基本的には65歳の方だが、経過措置として開始から5年間、65・70・75・80・85・90・95・100歳の方も対象となる。しかしながら、市では、定期予防接種の開始に先立ち、一昨年の8月から任意接種への費用助成を実施している。対象は50歳以上の方としている。これまで助成の対象であった50～64歳の方は、定期予防接種の開始により対象から除かれたため、救済措置として、今年度の1年間に限り、市独自の費用助成を行っている。

2点目は、昨年度にワクチン不足が生じた予防接種に対する特例措置についてである。麻しん・風しん混合ワクチンは、一昨年の12月頃から継続的なワクチン不足が生じている。そのため、昨年度の麻しん・風しん混合ワクチンの定期予防接種対象者は、特例により接種期間が2年間延長される措置が講じられている。また、風しんの予防接種を受ける機会があまりなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に行ってきた定期予防接種についても、令和7年3月末限りで終了となる予定であったが、令和7年3月末までに抗体検査を受け、抗体値が基準を下回る方については、特例により2年間接種期間が延長となっている。

HPVワクチンについては、重篤な副反応が多数指摘されたことから、積極的な接種勧奨は差し控えていたが、ワクチンの安全性が確認されたとして、令和4年4月から再開されている。積極的な接種勧奨の差し控えにより接種の期間が確保されなかった平成9年4月2日以降に生まれた女性を対象に、公費負担によるキャッチアップ接種が3年間実施され、昨年度はその最終年度となり、接種件数が全国的に増加したことから、ワクチン不足が生じた。そのため、キャッチアップ接種の対象者については、令和7年3月末までに1回以上の接種を受けている方に限り、特例により1年間接種期間が延長となっている。

3点目は、新型コロナウイルスワクチンである。全額公費負担の特例臨時接種は終了し、昨年度から65歳以上の方および60～64歳で重症化リスクの高い方を対象とした、定期予防接種が開始された。昨年度については、国の補助があったことから、自己負担額は2,500円で実施したが、今年度は国の補助が廃止となったため、自己負担額は増額となる見込みである。東京都が補助を出すとの報道もあるが、まだ東京都からの通知は来ていない。東京都の補助があった場合でも、自己負担額については6,000円～7,000円程度になる見込みである。定期予防接種は、10月から翌年3月末までの半年間の実施となるため、10月1日号の市報にて、詳細な内容を掲載する。

事務局：次に、成人保健事業について説明する。成人保健事業は、健康増進プランを

もとに生活習慣病の予防やライフステージを通じた健康づくりを目指し、様々な事業を実施している。大きく分けて健康教室と健康相談を実施しており、健康教室では、生活習慣病予防のための講座として、血管力アップ教室、こだいら適塩教室などを実施している。こだいら適塩教室では、塩分計の貸出を行い、見える化から減塩に興味をもつよう教室の運営を行っている。運動をメインとした教室では、新規事業として、働き世代からのボディケア教室を立ち上げた。骨の健康・運動をテーマとした教室である。その他、こだ健体操教室や大人のための運動教室等を実施している。健康教室の事業では、保健・栄養・歯科に関するミニ講話を実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組んでいる。また、健康づくり講演会を、年5回実施している。毎年テーマを変えながら、会場とオンラインのハイブリットにて実施している。その他、健康無関心層に向けた取り組みとして、庁内担当課が実施するイベントや35・40・45歳になる方を対象に個別通知を行い、健康づくりについての情報提供や事業紹介を実施している。

次に、健康相談事業については、医師・保健師・管理栄養士・運動の専門員等が生活習慣病予防や健康づくりのための個別相談を実施している。また、小平市の特定健診を受けた結果、対象となった方に特定保健指導等を実施している。

令和7年度の新規の取組として、野菜、たんぱく質のおかずをプラスというポップを作成した。包括連携協定を締結している株式会社セブンーイレブン・ジャパンと市内加盟店の協力のもと、主食をメインにした商品棚に2種類のポップを掲示する。食生活改善普及運動月間、健康増進普及月間に合わせ、9月1日から掲示される予定である。市民の健康づくりに役立つ事業の実施に努めていく。

事務局：次に、健康推進担当から、こだいら健康ポイント事業について説明する。こだいら健康ポイント事業は、平成30年度より開始した健康づくり事業で、20歳以上の市民を対象に、市が貸与する活動量計やスマートフォンアプリを利用して、歩数や運動、健診の受診などに取り組むことでポイントを付与し、健康意識の向上を図るものである。

目標ポイントを達成した方へは、商品券等を提供することで行動の動機づけとしている。既存の参加者に加え、新規参加者の募集を行い、5月より事業に参加している。なお、参加者の運動習慣と運動量の増加、及び健康づくりに対する意欲の向上を図るため、従来の基準に加えて、新しく1,500ポイントの基準を設定した。1,500ポイントを達成した参加者には商品券等を1,500円分送付する。また、目標歩数の8割を週2回達成した場合や、子宮がん・大腸がん・胃がんなどのがん検診を受診した場合にも、ポイント付与することとした。

さらに、6月から東京都の「とうきょう健康応援事業」と連携し、一定の健康ポイントを貯めた方に、市での特典に加えて、都の特典として、都内協賛店で利用可能な優待カード及びポイントを提供することとした。

事務局：次に、こども家庭センターから事業について説明する。昨年度にこども家庭センターを新たに設置し、今年度は2年目となる。母子保健、児童福祉の役割を担っている子ども家庭支援センターと母子保健事業、両方を一体的に運営していくことにより、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、妊娠期から出産子育て期まで切れ目なく必要な支援を提供できるよう、支援体制の強化を図っている。

母子保健事業としては、妊娠期からマタニティサポート面談や乳幼児の全戸訪問、妊婦のための支援金の給付など、伴走型相談支援と経済的支援の一体的な支援を実施している。また、令和7年度の新規事業としては、父親への支援として、講座を開始した。母親だけでなく父親も産後うつにかかること、育児や不安抱えている状況に対応するため、父親への支援も重点的に行うこととした。

次に、子ども家庭支援センター事業について説明する。こどもと子育てのあらゆる相談や児童虐待に関する相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を実施している。子育て交流ひろば事業を始め、ティーンズ相談室など乳幼児から18歳までの児童を対象に支援をしている。

配布したこども家庭センターのチラシについては、市民や関係機関から、健康センターにある母子保健担当と元気村にある子ども家庭支援センターの違いがわかりにくく、場所も間違いやすいとのご意見が多くあったため作成した。委員からもこのチラシを通して周知してほしい。

事務局：次に、公立保育園での健康づくりの取組、保健事業について説明する。

公立保育園では園児が健やかに成長していくため、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養と睡眠の3点が大切であると考え、指針や計画を踏まえながら実施している。

適切な運動について説明すると、戸外活動の実施、個々の園児の体力・運動能力に合わせた遊びを実施し、身体を動かすこと、運動することの楽しさを伝えている。その際には、こどもの主体性、何かやってみたいという気持ちを大切に、内容を工夫している。

また、昨年度は健康推進課職員が保育園に行き、こだ健体操をこどもたちに教えた。家庭では市のホームページで配信されている動画を見ながら、こどもと一緒に体を動かし楽しんだという声も聞いている。今後も連携し、親子で身体を動かす楽しさを伝えていけるよう努める。

次に、健康づくりの取組について説明する。春には保護者懇談会などで、生活リズムを整えることの大切さと、1年間を見通した健康管理などについて

伝えている。夏の時期には、園だより・保健だよりにおいて、梅雨時の健康管理、夏に係りやすい感染症、水遊びでの配慮、熱中症の予防やエアコンの上手な使い方について周知している。秋から冬にかけても、健康管理について保護者に働きかける予定である。

感染症については、予防や予防接種の必要性について周知している。感染症が発生した際には保育園での発生状況等の情報提供を行っている。

次に保健業務について説明する。毎年、春と秋の年2回、全園児を対象に内科健診・歯科健診を実施している。また、0歳児については、毎月内科健診を実施している。身長や体重の測定についても、月に一回、全園児対象に行っている。

事務局：次に、学校保健に関する事業の概要を説明する。

まず、1点目として、小・中学校の各種検診の実施について説明する。子どもの健康の保持増進は、学校教育の基盤のみならず、生涯の健康管理にとっても、重要な役割を担っている、そのため、小・中学校の児童・生徒約1万4千人に対し、定期健康診断などを実施している。

次に、2点目として、学校環境衛生検査について説明する。小・中学校における各種の環境衛生検査として、飲料水検査や空気検査などの5つの項目に対し実施している。

最後に、3点目として、食物アレルギーへの対応について説明する。食物アレルギーへの対応としては、平成26年度から開設した、市立小・中学校と公立昭和病院をつなぐアナフィラキシー対応ホットラインがある。このホットラインにより、学校では、より適切で円滑な対応ができるようになり、児童・生徒の安全・安心の向上につながっている。

また、学校では、学校医の先生により、アナフィラキシー対応研修を実施するとともに、新任の養護教諭や、食物アレルギー児童・生徒がいる学級の担任教員が、東京都主催の研修に参加している。

委員：带状疱疹ワクチンの助成金について、国から定期接種になったことで市からの助成金はいくらとなるのか。

事務局：補助額に変更はない。

② 第2次こだいら健康増進プランの令和6年度進捗状況調査について（報告）

事務局：第2次こだいら健康増進プランの進捗状況報告について説明する。

この報告書は、令和6年度から11年度までの6か年計画であるこだいら第2次こだいら健康増進プランの着実な推進を図るため、各事業の実績を集約し計画の進捗状況を明らかにするものである。

まず、第2次こだいら健康増進プランについては、心身ともに健やかな期間を長くつづけることで、生活の質の向上と健康を実感できる人の割合を増や

すことを目指して策定した。基本理念については、「子どもから大人まで、ともに支えあい、みずからからだところろの健康をつくる こだいら」とし、基本目標として、健康寿命の延伸を掲げている。

基本目標の健康寿命の延伸は、東京都健康推進プラン（第二次）の指標である要介護認定者数から計算する65歳健康寿命（東京都保健所長方式）を使用する。

1 ページ右側に記載しているのは65歳健康寿命の推移である。令和5年の健康寿命は、各項目とも、前年度に比べ男女共に、同程度かわずかに上昇している。

次に、令和6年度の実績について説明する。各事業については、1 ページ(3)のとおり、3つの分野別の健康づくりである「主な生活習慣病の発症予防・重症化予防」「生活習慣の改善」「健康を支え、守るための社会環境の整備」と、その分野の中、10の領域でそれぞれの健康づくりを進めている。

なお、2 ページ以降が、各分野の目標達成へ向けた事業の令和6年度実績を取りまとめたものである。

令和6年度は、3つの領域を10分野に体系化した。再掲29事業を含む226事業において、健康施策の推進を実施した。

令和6年度の実績について、3つの分野別の健康づくりの順に推進状況を報告する。

まず、Ⅰ「主な生活習慣病の予防・重症化予防」について、2から6ページに記載している。がん、循環器病・糖尿病については、各種がん検診や一般健康診査、特定健康診査などの検診事業、精密検診の費用助成、がん予防の普及啓発事業など、2分野27事業を実施した。

次に、Ⅱ「生活習慣の改善」について、7から25ページに記載している。栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康については、こだいら健康ポイント事業や、食生活に関する情報発信、高血圧予防などの生活習慣の予防教室事業、年代に応じた歯科健診事業など、6分野113事業を実施した。

最後に、Ⅲ「健康を支え、守るための社会環境の整備」について、26から38ページに記載している。

地域の健康づくり、地域のつながりについて、地域活動やボランティア事業に関する支援事業、ゲートキーパー養成講座事業など、2分野86事業を実施した。

令和6年度の実績状況は以上のとおりである。このほか、特に拡大した3事業、改善した9事業につきましては39ページに一覧として記載している。

委員：令和6年度の実績について維持というのは、令和5年度に対して維持という意味か。

事務局：計画は令和６年度から実施されるものとなるが、事業自体は令和５年度から実施しているため、令和５年度に対して維持と方向性を示したものである。

委員：令和７年度の方向性について、ほぼすべて維持となっている。例えば、２７ページの項目４２について、訪問実績なしとなっており、令和７年度も維持となっているが、このままでよいのか。

事務局：令和７年度の各種の事業については現在、進めているところである。令和７年度に拡大、改善した事業もあり、報告書の４０ページと４１ページに一覧として記載している。令和７年度事業の進め方は、担当課に調査を行っている。

③ 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

事務局：小平市新型インフルエンザ等対策計画の改定について、資料８－１「小平市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について」に沿って概要を説明する。

まず、「１計画改定の背景」についてである。本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平時の準備や感染症発生時の指針として、あらかじめ定めたものである。令和６年７月に政府行動計画が、本年５月に都行動計画が改定されたことを受け、特措法に基づき、市行動計画を改定するものであり、本年度は全国の自治体において同様の改定作業が行われることとなる。

「２計画の位置づけ」についてである。市行動計画は、特措法第８条により、都行動計画に基づき作成することとされる法定計画となる。市行動計画は、特措法第８条第２項に掲げる事項を定める必要があり、政府行動計画及び都行動計画との整合に留意する必要がある。なお、市行動計画に定める事項は記載のとおりとなる。

「３計画対象期間」についてである。本計画は、毎年検討を加え、必要と認めるときに修正していくものとなる。

「４計画検討体制」についてである。本計画は、新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や市が行う対策の選択肢を示すものである。(１)として、計画の改定にあたり、特措法第８条第７項の規定において、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないとされており、本協議会において意見を伺うものである。(２)として、幅広く意見を収集するため、計画の素案に対し、パブリックコメント手続を実施する。(３)として、庁内横断的な検討体制を確保するため連絡調整会議を設置し、検討していく。その他、本計画における専門性や市域を超える広域的な対応が求められる点等を踏まえ、多摩小平保健所及び北多摩北部圏域内の各自治体において連絡会を設置し、整合性を図りながら進めていく。

「５計画の概要」についてである。東京都から示されている計画作成の手引きを踏まえ、都行動計画と同様に３部構成としている。主な変更点である、対

策項目及び発生段階の考え方等については、後ほど説明する。

「6 計画改定上の留意事項」については記載のとおりである。

最後に、計画改定スケジュールについてだが、本年度末の計画改定に向け、保健事業連絡協議会及び連絡調整会議を各3回、5市・保健所連絡会を6回開催予定であり、10月に素案の作成、11月下旬からパブリックコメント手続きを行う予定である。進捗状況に応じ、実施する内容等について報告していく。改定の概要は以上である。

事務局：次に、資料8－2「対策項目及び発生段階の考え方」について説明する。

小平市新型インフルエンザ等対策行動計画の対策項目の考え方については、国の行動計画に準じて作成された東京都の新型インフルエンザ等対策行動計画において13項目に区分したものの内、市町村が実施すべきとされている7つの対策項目について、市の行動計画へ記載していく。また、参考として、現行の市の計画にある6つの対策項目と改定後の7つの対策項目の相関関係を矢印で示している。今回の改定では、7つの各対策項目について、現行計画から記載する内容を充実させていくことが中心となる。

次に、小平市新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方については、現行の計画では、6段階に細かく区分されているが、国及び都の改定後の行動計画に準じ、6段階から3段階の区分に集約・整理を行う。市の行動計画では、7つの対策項目に対して、それぞれ3つの発生段階に応じた対策を計画の中に定めていくものとなる。

次に、資料8－3「対策項目における発生段階別の考え方」について説明する。7つの対策項目を3つの発生段階に区分し、各区分の考え方について記載をしている。

感染症の発生前の段階である準備期では、市内部の対応体制の検討や、外部の関係機関との連携体制の構築、対策物資の備蓄などを進めていく。

次に、感染症が発生した段階である初動期においては、準備期で検討・構築した実施体制の強化を図り、迅速な初期対応策を実施することとなる。また、市民等に対して感染対策の呼びかけを行うとともに、まん延防止対策やワクチン接種の実施に向けた準備を進めていく。

最後に、感染が拡大した段階である対応期においては、準備期及び初動期における準備に基づいて、まん延防止対策やワクチン接種を着実にかつ迅速に実施していくこととなる。また、感染対策だけでなく、市民生活や市民経済の安定を図るための取り組みについても実施していくこととなる。

なお、今回の改定では、②情報提供・共有、リスクコミュニケーションの行に記載しているとおり、準備期・初動期・対応期の3つの段階を総じて、感染症に関する正確な情報の提供・共有に努めていくこととする。

最後に、資料8－4小平市新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案の

概要について説明する。現在、東京都多摩小平保健所や圏域5市で連携しながら素案の作成作業を進めており、この資料は市の行動計画の改定素案について、現時点での各部・各章の見出しを抜粋した、目次のようなものである。また、各項目について、担当する対策部を記載している。

計画の構成については、東京都から示された作成の手引きを踏まえ、都行動計画と同様に3部構成としている。

第1部では、計画における「基本的な考え方」を整理している。第1章では、計画の策定根拠や対象となる感染症などについて、第2章では、対策の目的や、対策にあたっての基本的な方向性や留意事項、国・都・市・市民・事業等の役割分担などを示している。また、第3章では、発生段階を「準備期」「初動期」「対応期」の3つに区分しており、第4章では、市が実施する7つの対策項目を定めている。

第2部では、第1部で定めた7つの対策項目に対して、3つの発生段階に応じた実施する対策について記載していく。なお、実施する対策については、市が実施しない対策であっても、国や都が実施する対策を記載していく。国や都との役割分担、時系列や流れを整理するためである。担当する対策部や課が空欄のものについては、市は実施しない項目となる。

第3部では、初動対応の流れ、対策本部の構成、対策本部各部の分掌事務など、市の危機管理体制について整理している。また、市政機能の維持として、業務区分の考え方や、新型インフルエンザ等発生時における各部の業務継続や応援体制について記載しているが、より詳細な内容については、別計画である業務継続計画に基づくこととしている。

以上が、現時点での改定素案の概要となる。概ね80から90ページくらいのものになる予定である。なお、改定素案の本編については、近日中に作成作業が一段落つくため、後日、事務局から送付する。また、改定素案の案を確認し、意見などがある場合は事務局へ連絡いただきたい。詳細については、改定素案の案を送付する際に、あらためて文書で案内する。

委員：素案については、10月29日の協議会前に送付があり、事前に検討してから、会議に臨むということで相違ないか。

事務局：相違ない。近日中に送付する。

委員：新型コロナウイルスの流行時には、必要以上の医薬品の備蓄、罹患者による処方医薬品の指定などがあり、結果として、医薬品の不足が生じた。市民の情報リテラシーについて、有効性実効性のある計画になるよう努めてほしい。

事務局：この計画の特徴の一つとして、新型コロナウイルス感染症感染拡大時時の対応を踏まえた内容とし、さまざまな感染症に対応できるように留意している点もある。その中で情報の発信については、誤情報や誹謗中傷に関する点についても記載していく方向である。また、備蓄品についても、災害時用の備蓄品

と、感染症対策用の備蓄品をそれぞれ分けて考えるのではなく、相互に兼ねることができる旨の考えが示されており、一体的な取組として整備していくことを考えている。

④ その他

会 長：全体をとおして、ご質問やご意見があれば、お願いしたい。

各委員：意見等なし。

(5) 閉会

以上